

令和6年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会議事録

1 日時

令和7年1月28日（火）午前9時30分～午前10時45分

2 場所

岡崎市役所西庁舎7階704号室

3 出席委員

櫻井敬子 都築真琴 深津有香 安藤達也

4 欠席委員

川畑博昭

5 説明のために出席した職氏名

市民課係長：及部和寿 同主査：鳥居真衣

市民税課係長：太田尚宏

ワクチン接種推進室係長：渡辺浩尚 同主査：太田綾

情報システム課係長：林真暢、中川朝子 同主査：西元梓、畔柳杏理 同主事：丹羽仁美

6 審査会事務局職員

総務文書課長：山本英樹 同副課長：山田章博 同係長：大須賀麻希 同主査：入江雅志

7 議題

- (1) 会長の選出及び職務代理者の指名
- (2) 特定個人情報保護評価（住民基本台帳に関する事務）の審議
- (3) 特定個人情報保護評価（個人住民税に関する事務）の審議
- (4) 特定個人情報保護評価（予防接種に関する事務）の審議

8 議事（要旨）

- (1) 議題(1) 会長の選出及び職務代理者の指名

新任期につき、互選により櫻井委員を会長に選出し、会長が都築委員を職務代理に指名する。

- (2) 議題(2)から(4) 特定個人情報保護評価の審議

（櫻井会長）

それでは本日の議事に入ります。

本日の審議内容は、住民基本台帳、個人住民税及び予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価の審議です。

事務局から特定個人情報保護評価の審議の概要について説明があります。

その後、担当課から説明してもらいます。それでは、事務局から説明してください。

（事務局：入江）

本日は、住民基本台帳、個人住民税及び予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書について、特定個人情報保護評価に関する規則・指針により、作成した評価書について、審査会で点検を行っていただきます。

過去に何度か審査会で点検を行っていただき、御承知いただいていると思いますが、特定個人情報保護評価について簡単に説明をさせていただきます。

資料2を御覧ください。1枚めくっていただきまして、1特定個人情報保護評価の概要です。特定個人情報というのは、マイナンバーを含む個人情報をいいます。

特定個人情報を保有する事務については、保有する実施機関が特定個人情報保護評価を実施することになっています。

特定個人情報保護評価の(1)目的ですが、個人のプライバシー等の権利利益の侵害を未然に防止し、国民、住民の信頼確保するために特定個人情報保護評価を行います。

具体的には、特定個人情報ファイルを保有する者が、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための措置を講ずることを自ら宣言する一連の手続のことを特定個人情報保護評価といいます。

特定個人情報保護評価は、しきい値によって、作成する評価書の種類が異なります。3ページのしきい値判断フロー図を御覧ください。STARTを見ていただくと対象人数は何人かあります。人数によって、全項目評価や重点項目評価に振り分けられます。本日点検していただく個人住民税及び住民基本台帳及び予防接種に関する事務は、対象人数が、30万人以上ですので、全項目評価の対象となります。

2ページに戻っていただいて、(3)保護評価実施時期ですが、①特定個人情報ファイルを新規で保有するとき、②特定個人情報ファイルに対する重要な変更があったとき、③しきい値判断の結果に変更があったとき、④前回の公表から5年を経過する前にいずれかに該当する場合においては、評価の再実施を行う必要があります。

このたび、地方公共団体が業務に使用する情報システムの統一化・標準化が急務であるとして、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が制定されました。

それに伴い、今回の点検を行う各事務で使用する情報システムに関して、国が定める標準仕様に準拠した情報システムへ移行することとなりました。

当該システムへの移行は、特定個人情報保護評価指針における、②の特定個人情報ファイルに対する重要な変更があったときに該当するとされているため、特定個人情報保護評価の再実施を行い、作成した評価書について、審査会が点検を行います。

続いて、(4)保護評価実施の流れは、全項目評価書を作成しなければならない対象人数が30万人以上の事務の保護評価実施の流れになります。まず、審査の観点における主な考慮事項を参考に評価書の点検を担当部署が行います。その後、パブリックコメントを行い、審査会での第三者点検を経て、公表という流れになります。

今回の評価書については、パブリックコメントを令和6年11月7日から12月9日まで行いました。

次に、本日行っていただく第三者点検について説明します。

審査会の第三者点検では、全項目評価書に対し、適合性及び妥当性の点から審査項目に従って点検を行っていただきます。具体的には、資料2の3ページには適合性について、ア～カの6項目、4ページに妥当性についてア～カの6項目あります。

これらをさらに細分化したものが、資料5にあります。これは、国の特定個人情報保護委員会が第三者点検における審査項目についての考慮事項を示したものです。本日の第三者点検においては、この審査項目と考慮事項について点検をしていただくということになります。

この後、それぞれの担当課からの説明をお聞きいただき、国が示す審査の観点における主な考慮事項の項目に基づき、適切な時期に、適切な方法で実施をしているかなどの適合性、それから、記載内容を具体的に記載しているか、記載しているリスク対策は、特定個人情報の目的に照らし妥当なものかなどの妥当性の観点から、点検をしていただき、御意見をいただければと思っております。

基本的には、前回点検していただいている部分から、修正があった内容を主に説明させていただきます。以上が、特定個人情報保護評価の流れになります。

本日の審議の流れですが、市民課の「住民基本台帳に関する事務」、市民税課の「個人住民税に関する事務」、ワクチン接種推進室の「予防接種に関する事務」の順番で点検を行っていただきます。私の方からは以上です。

(櫻井会長)

それでは、住民基本台帳に関する事務に係る特定個人情報保護評価について、市民課から説明をお願いします。

(市民課：及部係長)

岡崎市役所市民課の及部と申します。

住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価につきましては、平成26年12月に個人番号を保有する前に初回の評価及びパブリックコメント、審査、公表を実施しました。平成27年10月にシステムの更新により、2回目、平成28年7月に証明書コンビニ交付システムの追加により、3回目、令和3年2月に前回の評価から5年経過したことによる、4回目の評価を実施いたしました。

今回は、先ほど事務局からも説明がございましたが、令和8年1月に住民基本台帳事務で取り扱う住民記録システムの更新があることから、個人情報保護評価に関する規則7条及び特定個人情報保護評価指針に基づき、当事務の評価を再実施いたします。

それでは資料6 住民基本台帳に関する事務について、御説明させていただければと思いますので、御参照ください。

2ページをお願いします。

住民基本台帳事務は、その市町村に住む住民を対象に、行政を適切に行い、正しく権利を保障するため、その市町村に住居があるものを正確に記録するために、住民基本台帳法に基づき整備するものです。

記録された情報は、住居の公証するものとして、住民に利用されるほか、市町村の効率的な事務処理の基礎として使用いたします。

具体的には、住民基本台帳は、原則、住民からの届出に基づき、個人ごとに住民票を作成し、住所を記録いたします。

また、身分情報として、名前、性別、生年月日等を記載いたしますが、こちらは戸籍情報、若しくは、外国人の在留資格情報に基づき記載いたします。

記載された情報は、住民等の請求により、住居等の公証に使用するものとして、写しを証明書として交付します。これがいわゆる住民票の写しというものです。

市役所の窓口のほか、コンビニ等でも取得することが可能でございます。

次に、住民基本台帳は、市町村単位で編さんされるため、事務の効率化を目的とし、平成14年から、住民基本台帳ネットワークシステムにて、都道府県、市町村、国の団体等との情報の連携を行っております。

先ほど、身分情報について、戸籍、在留資格の情報に基づいて記載すると述べましたが、それらの正確な記載をするため、他市町村と戸籍情報に関する情報のやり取りも行っております。

また、出入国在留管理庁と、在留資格情報等の情報連携も行っております。

このようにして記載された住民票に関しては、岡崎市における事務の基礎情報として、庁内の関係各課等に提供し、利用されております。

最後に、平成28年1月1日からマイナンバー制度が始まり、マイナンバー制度でも一部住民票の情報を他市町村に提供しております。

また、マイナンバーを住民票に記載すること、マイナンバーの通知、マイナンバーカードの交付・更新事務も住民基本台帳事務となっております。

続きまして、住民基本台帳において取り扱っている情報についてです。

3ページを御覧ください。

住民基本台帳事務の大元の住民票の情報である住民基本台帳ファイルに記録されています。

こちらは、氏名、性別、住所、生年月日のほか、国民健康保険情報、介護保険情報が記録されております。本人からの届出を基本として、また、他市町村からの通知、他部署との情報連携により入手しております。

この情報は、市民の居住の公証や市役所内への行政サービスの基礎情報として使用しております。

住民基本台帳ファイルを主に使用している住民記録システムにつきましては、システムの保守や改修を業者に委託しております。

提供・移転につきましては、個人番号法に記載のある事務や団体に対して行っております。

保管・消去につきましては、令和元年6月20日に住民基本台帳法が改正され、これまで、5年で廃棄してよかった情報が、150年保管となりましたので、永年に近い形で保管することとなっております。

続きまして、住民基本台帳ネットワークシステムに利用する特定個人情報ファイルを本人確認情報ファイルといいます。

こちらは、住民票情報のうち、住所、氏名、生年月日、性別の4情報やマイナンバーを記録しております。

これらの情報は、住民基本台帳ファイルから抽出する形で使用しております。

使用先は、住民基本台帳ネットワークシステムで、本人確認などに利用しております。こちらのシステムのサーバー保守を業者に委託しております。

提供・移転先は、都道府県及び地方公共団体情報システム機構に提供しております。

保管・消去に関しましては、先ほどの住民基本台帳ファイルと同様に150年保管いたしますので、原則消去することはありません。

3つ目の送付先情報ファイルですが、平成28年から使用しており、特定個人情報ファイルとなります。こちらはマイナンバーカードの申請・作成に必要な情報が記載されております。

こちらは、住民基本台帳ファイル、本人確認情報ファイル、住民基本台帳ネットワークシステムで使用しているファイルから情報を抽出して入手しております。

使用先は、マイナンバーカードの申請・作成や、マイナンバーの通知に使用しております。

提供・移転先は、地方公共団体情報システム機構となります。

保管・消去に関しては、基本的に地方公共団体情報システム機構へデータを送信されますと、一定期間後に自動的に消去されるようになっています。

以上が住民基本台帳事務で使用する特定個人情報ファイルの説明になります。

続きまして、リスク対策となります。

4ページをお願いいたします。

特定個人情報の入手に関しましては、本人及び代理人からの届出、又は他団体からの通知、他部署からの連携を基に入手しておりますので、それ以外のところからの入手はございません。

特定個人情報の使用に関しては、システムを利用しており、アクセスに関して、ユーザー登録及び認証された者しか使用できませんので、部外者は利用することができません。

また、操作者がどのような照会・異動を行ったのかを、操作ログを記録し、定期的に分析しております。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託につきましては、業者に委託をしており、委託契約書において、個人情報の取扱いに関する事項を規定し、それに沿った業務実施体制を取らせております。

特定個人情報の提供・移転に関してですが、証拠を定期的にチェックすることにより、不正な提供・移転が行われていないことを確認しております。

情報提供ネットワークへの接続に関してですが、住民基本台帳ファイルのみ、こちらに関しては、システム間による連携のみとなりまして、暗号化通信をしておりますので、システムのアクセスログ、操作ログを取ることで監視し、不正を防止しております。

特定個人情報の保管・消去につきましては、クラウド形態によるサービス提供を受けており、事業者の選定において、セキュリティ情報の取扱いについて、公的機関の認証を受けていることを条件に選定しております。

また、ウイルス対策、不正アクセス等の利用についても契約書に記載しております。

監査については、市民課で毎年自己点検を行い、評価書どおりの運用が行われているかを確認しております。

最後に、従業員に関する教育・啓発ですが、毎年、情報部門によるマイナンバーの研修を受講、その他にも市民課で独自の研修を行っております。

以上がリスク対策の説明となります。

続きまして6ページ目です。

今回の住民記録システム関係の変更となります。

住民基本台帳システムは、先ほど説明がありました標準化に伴い、システム更新を行います。

データの保管場所が、これまでは既存のベンダーのデータセンターでございましたが、ガバメントクラウド上にサーバーを構築し、システムを準備することとなります。

ガバメントクラウドにつきましては、政府情報システムのセキュリティ制度に登録されたクラウドサービスから調達することとされており、日本国内でデータ保管をすることを条件としております。

情報の保管システムのサーバーとクラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるように適切な入退室管理を行っています。

特定個人情報の保管・消去については十分なリスク対策を行っていると思います。

続きまして、特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムにおいて、住民記録システムと住民基本台帳ネットワークとの連携を補助するシステム、CSコネクターと呼んでおりますが、こちらの機能が住民記録システムに含まれるようになったため、今回の特定個人情報保護評価から削除されております。

また、令和7年5月26日に改正される住民基本台帳法において、これまで事務手続きのためのふりがなは所持しておりましたが、今回の法改正により、住民基本台帳ファイルの、記載事項として、仮名氏名及び旧字の仮名を追加させていただいております。

続きまして、スマート窓口システムを追加させていただいております。

特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムとして、新たにスマート窓口システムを追加いたしました。こちらのシステムの稼働は2月19日を予定しております。

こちらのスマート窓口システムは、来庁者が住民異動等を行う際、市役所の窓口で、住所ですとか、氏名を何度も申請書に手で書いていただく必要があるため、事前に申請書を作成しておくシステムで、住民基本台帳ファイルのうち、漢字氏名、仮名氏名、住所、生年月日といった基本的な情報を連携しております。

また、こちらのシステムの保守も業者に委託しております。

続きまして、変更点(2)で、法令改正に伴う修正でございます。

特定個人情報の利用の根拠が番号法第9条第1項別表第1から、番号法9条第1項別表に、特定個人情報の提供の根拠が、番号法別表第2から、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に変更されたことによる、記載の修正でございます。

こちらの変更は、表記の修正であり、運用内容を変更ではございません。

最後に、再評価によるものでございます。

今回の再評価により判明した内容、文言や表現の修正、システム連携の状況の修正、記載が漏れていたシステムの追加がございます。

記載が漏れていたシステムとして、マイナポータル申請管理システムの記載が漏れておりましたので、そちらを追加させていただいております。

個人情報取扱特記事項に関する文言の見直し、個人情報保護委員会の表記に併せて、番号利用法と表記していたものを番号法に変更した等でございます。

主な変更点としては以上でございます。

あと、パブリックコメントについて、先ほど、令和6年11月7日から令和6年12月9日まで実施したとありましたが、市民課のパブリックコメントについて、意見等の提出はございませんでした。

最後に、今回の再評価について、データ保管の場所、内容に一部変更があるものの適切なリスク対策を実施していると思っております。

御審議のほどよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

(櫻井会長)

担当課からの説明が終わりましたが、各委員の方から、御質問等はございませんか。

(櫻井会長)

3点伺います。

1点目、主な変更点に記載されているシステム標準化について、もう少し詳しく説明をお願いします。

2点目、説明の中であった、システムの認証に関して、認可された人とはどんな人が対象なのか教えていただきたいです。

最後に3点目、番号法の改正に伴う修正とはどのようなものですか。

(情報システム課：畔柳主査)

まず、システム標準化につきましては、令和3年に地方公共団体情報システムの標準化に関する法律が施行され、政令で定める地方公共団体の情報システムの標準化の対象となる事務について、地方公共団体が標準化基準に適合したシステムを利用することが義務付けられました。

こちらについては、令和7年度をめどに、ガバメントクラウド上に構築された標準化システムに移行することとされています。

これまでは、各自治体で業務システムを独自に作成・管理しており、各々のデータシステムに違いがあるため、制度が改正された場合やサービス向上を目的としたシステムの共有などに遅れが発生するといった課題がありました。

国が作成する標準仕様書に準拠したシステムを利用することで、各市のシステム調達の手間を減らし、また、運用や保守にかかるコストの削減が見込まれます。

番号法の改正に伴う修正について、こちらは、令和6年5月に改正が施行されまして、これまでは、情報提供ネットワークシステムを利用した、情報照会・情報提供の根拠である番号法別表第2が削除され、番号法第19条第8号に基づく主務省令に移行されました。

また、マイナンバーの利用根拠である、番号法の別表についても国家資格に関する事務が追加され、別表の項ずれが発生しました。

具体的な修正箇所については、全項目評価書のⅠの5の個人番号の利用と6の情報提供ネットワークシステムによる情報連携の部分となります。

(市民課：及部係長)

続いて、アクセスの認可について回答します。

住民記録システム、住民基本台帳ネットワークシステムにつきましては、基本的に市民課で許可したもののみ、人ですとかパソコンですとか、必要な部署から、データ利用承認という形で申請をいただいて、市民課で承認された人やパソコンのみに与えられた権限を持って、アクセスできる、ということになっておりまして、人事異動や職員の採用、退職について、随時対応しており、市役所の職員であったとしても、認可されていない者については、そのシステムに対してアクセスすることができないという形で運用させていただいております。

(櫻井会長)

他に質問等なければ、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価について、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(各委員)

(賛成の意を示す。)

(櫻井委員)

それでは、住民基本台帳に関する事務の特定個人情報保護評価の審議については、以上とします。

続いて、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価の審議に入りたいと思います。それでは、説明をお願いします。

(市民税課：太田係長)

市民税課の太田と申します。

私からは、個人住民税に関する事務の説明をさせていただきます。

個人住民税に関する事務について、市民税課で出ていますけど、業務の内容的には、納税課の方の事務も関係してきますので、こちらにつきましても、併せて私から説明させていただきます。

住民税に関する事務につきましては、平成28年からマイナンバーを使用して事務を行っております。

それに先立ちまして、平成27年に特定個人情報の保護評価書を作成し、公表しております。

それから、5年を経過した、令和2年に評価の再実施をしております。

今回は、先ほど住民基本台帳の説明がありましたとおり、標準化に伴い、重大な変更が生じたため、再実施をさせていただいております。

それでは資料に沿って説明させていただきます。

資料6を御覧ください。2ページ目です。

まず、こちらの図を使って個人住民税に関する事務の概要を説明させていただきます。

個人住民税ですけど、こういった方に課税されるかということですけど、その年の1月1日現在にお住まいの方、岡崎市にお住まいの方に課税されます。

一番初めとしては、住民基本台帳から1月1日現在の住民情報を取得するところから始まります。

その人たちに課税するわけですが、何に基づいて課税するかというと、課税について申告が義務になっておりますので、納税者とか市民の方から申告書をいただきます。

個人事業主の方は、確定申告書、または住民税の申告書を提出いただいて、それを基に課税計算をしております。

委員の方は、確定申告されている方もいらっしゃるかと思いますけど、確定申告書にマイナンバーが記載されております。

自営業者以外の方につきましては、サラリーマンの方は、会社が出す給与支払報告書、これは源泉徴収票みたいなものです。

あとは、年金支払者が出す年金支払報告書、こちらの提出を受けて、住民税の計算をしております。

これらの書類の提出を受けまして、毎年5月、6月に市民税課から納税通知書をお送りしております。

会社の給与天引きの方につきましては、5月にお送りしております。

個人で納めていただく方については、6月に納税通知書をお送りしております。

ここまでが市民税課の事務になります。

納税課では、賦課情報に対して、納めた、納めてないというものを管理しております。

納期限を経過しても納付がない者に対して、納税課は督促状をお送りしております。

督促状をお送りしても、それでもなお、納めない方につきましては、滞納処分のほうを実施しております。こちらが納税課の事務になります。

住民税の情報ですが、住民税の情報は市役所の他の事務の基になっておりまして、例えば、福祉の国民健康保険ですとか、介護保険料、そういったものを算定するにあたって、住民税の情報を提供しております。

図表の力の部分ですけど、この福祉部門、国保や介護保険のそういった部署に全部で15部門の方に課税情報を提供しております。

ただ、その年途中で転居される方、岡崎から安城だとか、他の市町に転居される方もみえるんですけど、そういった方が、転出先の市町村で国民健康保険、介護保険で、福祉のサービスの提供を受けることがあるので、そういった場合につきましては、他市町村にも情報を提供しております。

続きまして、個人情報ファイルの説明をさせていただきます。

3ページを御覧ください。

個人住民税ですが、大きく3つの情報ファイルがございます。

まず、先ほど説明した市民税課で管理している課税情報ファイル、こちらが本人若しくは会社からいただいた、課税資料を基に税額計算をした情報ファイルになります。

もう1つが収納情報ファイル、こちらは計算した税額を納めているのか、納めていないのか、それを管理するシステムになります。

もう1つが滞納情報ファイル、納めなかった方に対しての滞納処分を記録するファイルになります。

こちらで、納税者から相談を受けたら、分納の記録ですとか、場合によっては差押え等を記録するファイルになります。

続きまして、システム及びファイルの保有状況をわかりやすく図で説明したものもありますので説明させていただきます。

4ページを御覧ください。

市民税課、納税課でそれぞれのシステムでファイルを管理しております。

1番の個人住民税システムで、課税情報ファイルを、2番の収納システムで収納情報ファイルを、3番の滞納システムで滞納情報ファイルを管轄しております。

順番に左の方から説明させていただきます。

先ほど、市民から、給与支払者、年金支払者から資料の提出を受けるという説明させていただきましたけど、今はほとんどシステム、電子でデータの提供を受けております。

7番の国税連携システムというのが、わかりやすく、e-taxです。

e-taxで電子データで確定申告をするかと思うんですけど、e-taxで税務署が集めたデータが市役所にくる、これが国税連携システムです。

e-taxで情報を集めて、それが復活してくる形になります。

給与支払者、年金支払者も同様のシステムがありまして、これはeLTAXというものでして、企業版のe-taxとっていただければと思います。

対して、市民税課側から福祉部門だとか、各種サービスに情報を渡していますが、こちらにつきましてもシステムを介して渡しております。

市役所庁内に渡す場合につきましては、13番の庁内連携システム、こちらを使用しております。

庁内連携システムのイメージとしては、器にそこに課税情報を置くと、その部分からデータを引張っていってくれて、福祉の各システムの方に連携していくという形になります。

外部に提供する場合につきましては、専属の中間サーバーがありまして、中間サーバコネクター、中間サーバーというものを経て、外部に情報を提供しております。

続きましてリスク対策です。

5ページを御覧ください。

特定個人情報の入手ですが、先ほど説明しましたとおり、確定申告書ですとか給与支払報告書につきましては、様式で定められておりますので、それ以上の不必要な情報は入手できないようになっております。

続きまして、特定個人情報の使用に関してですが、税の各システムのアクセスは、顔認証システム、パスワードによる認証等を実施しておりまして、ユーザーごとに利用可能な機能を制限しております。

ですので、先ほど3つのファイル、課税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイルというのが3つあると言いましたが、税の職員ですべてにアクセスできる職員はおりません。

市民税課は、基本的に課税情報ファイルが見られて、収納情報ファイルの一部、滞納情報ファイルは、ほぼ見られない。

逆に納税課の職員は、滞納情報ファイルにはアクセスできるんですけど、課税情報ファイルについて、差押え等で利用する場合があります、給与がどこにいくらあるとかそういった輕易な情報しか見えなくて、詳細な情報はわからないようになっている。

3番、個人情報ファイルの取扱いの委託で、住民税の業務におきましては、納税通知書の発送ですとか、いまだに紙でデータがくるものですから、そういったデータのパンチだとかそういったものを外部の業者に委託しておりますが、仕様書等において、個人情報の取扱いに関する事項を規定して、それに沿った業務体制をとることとしております。

特定個人情報の提供・移転のリスクです。

提供日、提供先、提供内容を記録して定期的にチェックすることで不正な提供が行われていないことを確認しております。

情報ネットワークシステムとの接続で、システム間の連携は、限られた範囲内で行うことになっておりまして、暗号化通信しております。

システムへのアクセスログ、操作ログを取得しております。

原則、各システム間の自動連携に限定しているので、職員が意図的に不正な提供を行うことを防止しております。

続きまして、特定個人情報の保管・消去で、税システムは標準化に伴い、ガバメントクラウドを利用したサービス提供を受けることになりました。

システムのサーバー等は、クラウド事業者が管理・保管する環境に構築し、その環境には許可されたものだけがアクセスするよう適切な入退室管理策を行っております。

保管期限を過ぎたデータにつきましては、速やかに消去を行っております。

媒体資料については、市で規定された保存期限を過ぎたものを市職員の立会いもと、溶解、破壊等を行っております。

続いて、監査です。

担当部署で実施しております。

セキュリティに関する自己点検により、評価書どおりの運用がされているかを確認しております。

最後に、従業員に対する教育・啓発です。

職員に対して、マイナンバー研修はもとより、市民税課、納税課において、個々に必要な研修を各自行っております。

続きまして、前回からの主な変更点になります。

7ページを御覧ください。

まず、システム標準化に係るセキュリティ対策の変更となります。

先ほど、住民基本台帳で説明させていただきましたが、ベンダーのデータセンターから国の基準を満たすガバメントクラウド環境への移行に伴い、セキュリティ対策の見直しを実施しました。詳細につきましては、先ほどの住民基本台帳と内容がかぶりますので、割愛させていただきます。

2番目として、事務の内容で、森林環境税を個人住民税の均等割と併せて一括徴収できるよう可能とするための変更をしております。

個人住民税とは総称で、内訳として市民税と県民税、今まではその二本立てとなります。

市が住民税として徴収し、県民税を市から県に納めるという仕組みだったんですけど、令和6年度、今年度から森林環境税という均等割1,000円がプラスアルファ国税として追加される形になりました。

個人住民税に関して、内訳として市民税、県民税の2本立てだったのが、市民税、県民税、国税である森林環境税の3本立てとなりました。

続きまして、3番目、事務の内容で、過誤納還付に関する事務における公金受取口座の利用可能とするための変更となります。

これが何のことかといいますと、過誤納還付というのが、個人住民税につきましては、年金の方ですとか、株、配当ですとか、株の譲渡益に関しては、事前に天引きで住民税を引かれている形になるんですけど、賦課計算すると還付になる方がいらっしゃいます。

そういった方につきましては、今までは、「どこの口座に振り込みますか」という形で、納税者に対してお聞きして、還付していましたが、マイナンバーに公金受取口座というものが紐づけるようになりますので、そういった普通の口座の利用を可能とするための変更を行っています。

最後に4番です。

マイナンバー法改正に伴う修正です。

こちら先ほどの住民基本台帳の説明とかぶりますが、法律の改正に伴い、様式等、文言等の整理を行っております。

こちらにつきましても、内容がかぶりますので、説明を割愛させていただきます。

最後に、個人住民税につきましても、11月7日から12月9日にかけてパブリックコメントを実施しております。

個人住民税に関する事務につきましては、この期間中に市民から意見等はございませんでした。

個人住民税の説明は以上であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

(櫻井会長)

担当課からの説明が終わりましたが、各委員の方から、御質問等はございませんか。

(深津委員)

リスク対策の(5)の情報提供ネットワークシステムとの接続のイに記載の特定個人情報の提供は、原則、各システム間の自動連携に限定していると書いてあるが、自動連携だけでデータが連携されているのでしょうか。

税情報で特に所得や納税の情報は情報としての価値が高いと思う方もいると思います。

職員が意図的に不正に防止していると書いてあるが、自由にデータ抽出することができないものなのか、それとも職員の教育・研修でそういったことをやらないようにしているものなのか、教えていただきたいです。

(市民税課：太田係長)

データ抽出に関しては、基本的にはシステムの管理者、いわゆる電算担当という職員がいるんですけど、そういった者には、データを抽出する権限を付与しております。

なので、全員に権限が開放されているわけではない、限られた職員に付与されています。

アの部分に書いてありますが、そういった職員につきましても、当然システムのアクセスログ、操作ログをとっておりますので、秘密にやることはできないようになっております。

ただ、どうしても、例えば、DV関連の情報を自動連携してしまうと、まずいので、個別に紙で照会や回答する場合があります。

なので、そういった場合につきましては、当然権限を持った職員がアクセスして、回答する場合がありますけど、先ほど言ったように、アクセスログをとっておりますし、職員で研修等を行って、情報漏えいのないように、万全の対策をとっておりますので、大丈夫かと思っております。

(深津委員)

アクセスログについて、データとして残っていると思うが、定期的にチェックを行っておりますか。

(市民税課：太田係長)

定期的なチェックを行っております。

(安藤委員)

リスク対策(2)の特定個人情報の使用の部分で、アクセスに関して、ユーザーを制限することで、誰しもが使用できるような状況でないシステムを組んでいるということ、あとは、(8)で従業者に研修を行っているということで、予防策として対策していることはわかりました。

予防した後に、それが実効性の担保、それが予防の目的である、正しく利用されているかどうかという部分を、検証、監査ということじゃないですけど、具体的にどういうことを想定されているか教えていただきたいです。

(市民税課：太田係長)

基本的にそのアクセスログの解析というのを定期的に行っております。

市民税課職員でも、色々な担当がおりまして、例えば、窓口をメインでやっているものにつきましては、基本的にはその証明書を出したり、課税内容を見たりしかしないと思いますが、それ以外のところをアクセスしていたら、それはちょっとなぜ？となりますし、例えば、納税課の職員が滞納者の情報を見るのはいいですが、全然関係のない、例えば、有名人の情報見るのは、まずいですから、そういったものがないかというのは確認しております。

そういった意味では、適正が管理しているかっていうのを、定期的にチェックしています。

(安藤委員)

アクセスログのチェックは誰がやるのですか。

(市民税課：太田係長)

基本的には、システム担当者になります。

(深津委員)

部署内にいらっしゃる方ですか、それとも別部署ですか。

(市民税課：太田係長)

市民税課の部署内におります。

(深津委員)

担当者は実務に携わっていない方ですか。

(市民税課：太田係長)

そうです。担当者をチェックするのが私となります。そこでダブルチェックしています。

(都築委員)

リスク対策(6)イの部分で、媒体資料とあるが、アクセスした後のデータ自体の複写とか、例えば、印字した紙媒体や、その写しを作ってしまうとか、それが場合によっては紛失したり、流出したりしまうリスクというのは、一般的に考えられることですが、そういった複写の作成とか、データのコピーやその辺の何か制限とか、許可があるのか、その後の流れ、仕組み、あとは外部へ持出しについて伺いたいです。

(市民税課：太田係長)

システムから紙媒体への印刷コピーについて、ログは取っていますので、どこで誰が印刷したのか、出力したのかというのはわかる状況になっております。

打ち出された紙媒体のものを処理が終わった後に、それは個人情報が付されているので、対策に書かせていただいておりますけど、基本的には、データ消去、紙媒体については、機密文書箱に入れて、最終的に溶解・破壊等の作業をさせていただく形になりますが、そこについては、個人に委ねられてしまっているんで、当然係長等が日々チェックしておりますけど、ここは個人の認識といいますか、意識の問題だと思っております。

そこについては、認識が高まるように、研修等を行っておりますので、信頼するわけではないですけど、適正に処理していただくようお願いしています。

(都築委員)

データのコピー、例えばUSB等の電子媒体への写しの管理どうなっていますか。

(市民税課：太田係長)

USBに関しては、決められたUSBしか使えなくなっており、それは係長が管理しております。担当職員から申出があって、係長が渡して、必要に応じてこちらにコピーして、渡して、それをまた終わったら返して、そこで係長がチェックする流れになっていてダブルチェックをしておりますので、大丈夫かと思います。

(都築委員)

わかりました。

(櫻井会長)

他に質問等なければ、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価について、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(各委員)

(賛成の意を示す。)

(櫻井委員)

それでは、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価の審議については、以上とします。

最後に、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価について、ワクチン接種推進室から説明をお願いします。

(ワクチン接種推進室：渡辺係長)

ワクチン接種推進室予防接種係の渡辺と申します。よろしくお願いいたします。

予防接種に関する事務においては、平成27年に特定個人情報保護評価書を作成し、公表、平成28年から、いわゆるマイナンバーを使用して事務を行っており、令和2年に評価の再実施及び公表をしております。

その後、新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種の実施に伴い、特定個人情報の事務取扱対象人数が増加したため、特定個人情報保護評価書を重点項目評価から全項目評価へ変更し、令和3年度に評価の実施を行い、令和4年度には新型コロナウイルス感染症予防接

種証明書のコンビニエンスストア等における自動交付の実施に伴い、評価の再実施を行っています。

今回、健康管理システムを令和8年1月に更新することに伴い、評価書に重要な変更が加わることから、当事務の評価を再実施いたします。

市民の信頼を得るに足る評価書となっていると思っておりますが、審査会での御意見を賜りたいと存じます。

詳細な内容につきましては、ワクチン接種推進室の太田から説明させていただきます。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

ワクチン接種推進室の太田と申します。よろしくお願いいたします。

私の方からは、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書案の概要について御説明いたします。

使用する資料は、事前にお配りさせていただいたワクチン接種推進室の資料6、資料7を御覧いただきながら、前回からの変更点を中心に御説明させていただきます。

まず、資料6を御覧ください。1ページは予防接種に関する事務の概要及び前回からの変更点となります。

予防接種に関する事務では、(2)事務の概要に記載のアからエの事務において特定個人情報を取り扱っています。

具体的には、ア予防接種の対象者把握及び案内通知に関する事務、こちらは予防接種台帳システムから対象者を抽出し、対象者に対して、接種券と予診票を個別通知しております。

イ予防接種に関する記録の作成、管理に関する事務、対象者が医療機関にて、接種を受けた記録を予防接種台帳システムに記録・保管をしています。

ウ予防接種の実費の徴収に関する事務、主にある個別通知の際、一部自己負担のある予防接種について、課税情報、生活保護情報等を参照し、減免措置を行っています。

エ予防接種による健康被害救済給付に関する事務、予防接種を受けたことにより、一定の障害等を負い、国から認められた方に対して、給付の支給を行っています

(3)は前回からの主な変更点を記載しております。

標準化対応のための健康管理システムの更新に伴うリスク対策の変更、新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書を取り扱うシステムが終了したことに伴う削除及び公金受取口座の利用を可能とするための変更です。

2ページを御覧ください。

こちらは予防接種の事務の情報の流れを図式化したものとなります。

図式として変更があった点は、新型コロナウイルス感染症にのみ使用されていましたが、国のワクチン接種記録システムの終了に伴い、それを中心としたマイナンバーを使用した事務を削除した点、システムの更新に伴い、健康管理システム自体が中間サーバーコネクターを介して予防接種記録のやり取りが可能となった点、及び公金受取口座の利用を開始する点になります。

変更点の中でも、公金受取口座の利用の開始を具体的に説明します。

健康被害救済制度の給付の支給にあたっては、公金受取口座を利用することができます。

まず、公金を受け取る方がデジタル庁へ受取りに利用する口座情報を事前に登録します。

登録のある方で公金受取口座での受取りを希望した場合は、情報提供ネットワークシステムを経由してデジタル庁から口座情報を入手し、中間サーバー経由で取得します。

続きまして、3ページに予防接種情報ファイルの概要を記載しております。

予防接種情報ファイルの内容と変更点について説明させていただきます。

予防接種情報ファイルとは、予防接種法関連法令及び岡崎市が行う任意の予防接種の対象者情報、接種記録を記録したファイルです。

変更点は、(2)入手について、入手元として公金受取口座の利用を可能するため、デジタル庁からの入手を追加します。こちらは評価書の8ページに記載があります。

(3)使用について、公金受取口座を利用する場合の口座情報の確認を追加しています。

(4)委託について、システムの更新に伴い、システムの改修・運用保守を委託する相手方の変更はありますが、委託先が変わることにより予防接種情報ファイルの取扱いに変更はありません。

また、新型コロナウイルス感染症に使用されていたシステムが終了したため、それに係る(4)委託、(5)提供・移転、(6)保管・消去の記載を削除しています。

次に、特定個人情報を用いて、本事務を行うことによって生じるリスク対策について説明させていただきます。4ページから6ページです。

まず、先ほどと同様ですが、新型コロナウイルス感染症に使用されていたシステムが終了したため、それに係る記載は削除しております。

また、システムの更新を行いますが、特定個人情報の入手に係る手段や使用等、リスク対策における考え方には変更はありません。

次に4ページ(1)特定個人情報の入手についてのリスク対策です。

大前提として、あらかじめ評価書に記載した入手先以外からの特定個人情報の入手は行わないこととなっております。

公金受取口座の利用にあたっては、希望者の特定個人情報を取得する必要がありますが、新たに申請書を設けることは無く、既存の健康被害救済給付事務で利用している申請書内で意思の確認を行うため、特定個人情報を取得する機会は増えないことと、申請書等の届出書の様式が、必要な情報のみ記載する様式となっているため、必要な情報以外は入手できないように対策をしております。

次に、6ページ(6)特定個人情報の保管・消去に関するリスク対策です。

システムの更新に伴い、現行の委託先が管理するクラウドから、国の指定するガバメントクラウドにてシステムが運用されるようになりますが、特定個人情報の消去に関して取扱いの変更はありません。

なお、システム更新後は、国の指定するガバメントクラウド上でシステムを稼働させることから、より最新のセキュリティ基準でデータの保管が実施されます。

その他のリスク対策に変更はありません。

以上が想定しているリスク、それに対する対策でございます。

最後に、予防接種に関する事務について、他の評価書と同様の期間でパブリックコメントを実施しましたが、市民の方からの意見はありませんでした。

予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書再実施に関する説明は以上となります。

(櫻井会長)

担当課からの説明が終わりましたが、各委員の方から、御質問等はございませんか。

(櫻井会長)

健康管理システムの更新について、こういった更新を行ったのですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

標準化に伴い、標準準拠システムを使わなければいけないということで、今使用している既存のシステムを新しい健康管理システムに載せ替える更新になります。

ただ、基本的に使える機能とか、保管する情報だとか、その辺りは同じです。

(安藤委員)

公金受取口座の申請は希望者のみですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

そうですね。国が災害時等に、急いで給付ができるように、希望者に対して事前に受取口座を、国に1つ登録を行うことができる制度があります。

健康被害救済制度を申請するときに、その口座に、振り込んで欲しいという御希望があった方に対しては、そこに振り込むことができるという法改正がされました。

今までは、御自身で受け取りたい口座を書いてもらって、通帳の写し等をいただいていたが、そこが省略できるようになった改正となります。

(安藤委員)

ワクチン接種推進室が健康被害救済給付のためにこの制度を利用するということですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

そうです。

(安藤委員)

わかりました。

(深津委員)

変更点の2番目に記載の新型コロナウイルス感染症の予防接種証明書を取り扱うシステムが終了したことに伴う削除について、これは岡崎市だけですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

全国的に終了しました。

新型コロナウイルスワクチンの接種が開始され、その記録を管理するためにワクチン接種記録システムという新たなシステムを国が整備して各自治体が使用していました。

コロナワクチンの取扱いが変わったので、それに伴い、国がシステムを夏頃に閉鎖し、全てのサービスを終了したので、個人情報の取扱いが全部なくなりました。

(深津委員)

接種記録も削除するのですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

接種記録は重複で持っていました。

岡崎市で保有している記録と国が保有している記録と同じ情報を2つ保有していましたが、国が保有していた記録を管理するシステムが終了した形になります。

国のシステムは、スマホにマイナンバーカードをかざすと記録が確認できたり、証明書が表示されたりできましたが、そのサービスが終了した扱いになります。

(深津委員)

市町村で接種記録は保管していますか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

保管しています。ただ接種証明が欲しいという御要望があった場合は、特にマイナンバーは必要ない紙媒体で出させていただく形になります。

今は、既存のスマホ、他の事務でもあると思うんですけど、マイナポータルという、国が準備したアプリでマイナンバーカードをかざすと、予防接種の記録が見られるサービスは残っています。それとは別であったワクチン接種記録システムが終了したという形です。

(深津委員)

そこの連携もできなくなったのですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

そうですね。システムが無くなってしまったので。

(都築委員)

リスク対策の(3)の特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、委託先に電子データを提供することはあるのですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

委託先に電子媒体でデータを提供する機会がございます。

例えばインフルエンザなどの通知書の発送です。そういった大量な案件につきましては、庁内で対応できないので、外部の事業者へ委託して電子媒体を提供させていただくのですが、提供に当たっては、マイナンバーの情報はついていないです。

印字物にマイナンバー等の特定個人情報に関するものは、印字する必要がないですから、名前とか生年月日とか、住所等のマイナンバー以外の情報を外部業者に渡しています。

渡す際には、あらかじめ、情報を提供していいのですかという、所属長の許可を得た上で、岡崎市オンラインストレージという、セキュリティがしっかりしているシステムで、ダウンロ

ードが1回しかできない、ダウンロードできる期間も限られている環境を経由して、個人情報を取り取りする岡崎市のシステムがあるので、それを経由して印字データを業者にお渡しをしています。

(都築委員)

業務実施体制をとることとしているというのは、仕様書か一定の何かで定めを置いておいて、やってくださいということですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

そうですね。庁内で統一の特定個人情報取扱特記事項という、庁内統一の規約というか、契約書の雛形があるものですから、それを添付して遵守してもらおう。

契約期間が長いものについては遵守状況を提出してもらって、ちゃんとしているかというのを確認させていただいております。

(都築委員)

他課でも同じような記載がありましたが、そういう形で定めを置いて、モニタリングし、遵守してもらっているということですか。

(ワクチン接種推進室：太田主査)

そうです。

(都築委員)

わかりました。

(櫻井会長)

他に質問等なければ、予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価について、適切なものと判断してよろしいでしょうか。

(各委員)

(賛成の意を示す。)

(櫻井会長)

それでは、個人住民税に関する事務の特定個人情報保護評価の審議については、以上とします。それでは、予防接種に関する事務に係る特定個人情報保護評価の審議については以上とします。

本日はここまでにしたいと思います

以上で、令和6年度第2回岡崎市情報公開・個人情報保護審査会を終了いたします。

本日はありがとうございました。

令和7年3月25日

(署名者)

岡崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 櫻井敬子